

国立大学協会

會 報

昭和34年11月
第17号

オイケン教授のことなど

香川大学長 大泉行雄

一、事業報告

第十八回総会、役員会、委員会……等

二、会計中間報告

昭和三十四年度半期〔自四月一日
至九月三十日〕現計

三、彙

報

会則、各役員、各委員会委員等一覧表……等

会 報

(第十七号)

国立大学協会

目 次

オイケン教授のことなど……………香川大学長 大泉 行雄…一

一、事業報告

1	第一・第七常置委員会合同会議(昭和三四・五・二三)	五
2	第一常置委員会(昭和三四・五・二三)	五
3	第二常置委員会(昭和三四・六・四)	五
4	第三常置委員会同専門委員会(昭和三四・六・四)	六
5	第六常置委員会(昭和三四・六・四)	六
6	役員会(昭和三四・六・五)	七
7	第十八回総会〔午前の部〕(昭和三四・六・五)……………(七―一五)	七
	〔午後の部〕……………(七―一五)	
8	役員会(昭和三四・九・一九)	五
9	第三常置委員会同専門委員会(昭和三四・九・二八)	七
10	第二常置委員会(昭和三四・一〇・二一)	九

二、会計中間報告

昭和三四年度半期(自昭和三四年度四月一日至昭和三四年度九月三〇日) 現計……………三

三、彙 報

1	国立大学協会会則……………二
2	国立大学協会役員一覧表……………三
3	各常置委員会委員一覧表……………三
4	科学技术教育振興に関する連絡委員会委員一覧表……………三
5	各専門委員一覧表……………三
6	小池新瀉大学長殿逝去……………三
7	第二常置委員会委員長の互選……………三
8	第五常置委員会委員長の互選……………三
9	工学部を有する各国立大学長に対し、郵政省主催第三十八回電波監理審議会聴聞会開催(昭和三四・七・三〇―三一の両日)について(通知)……………三

オイケン教授のことなど

香川大学長 大泉 行 雄

1 西独の奇蹟

哲学者ルドルフ・オイケンといえは、ノーベル文学賞をうけたドイツの碩学として、その理想主義と予言者的精神主義は、つとにわが国の思想界にもオイケンの哲学といわれて広く喧伝された時代があった。経済学者ワルター・オイケンは、その哲学者を父として一八九一年イェナに生れたが一九五〇年春ロンドン大学に出講中突如として他界したのである。

周知のように、今次の大戦で敗北したドイツの戦後の復興ぶりは、しばしば「西独の奇蹟」などといわれて、世界的な驚歎の的となったが、その戦後経営の政策を担当したひとびとは、アデナウアト首相を先頭にエアハルト経済相、シェーファー蔵相等の政治家であった。そして、この戦後の経済政策にたいして、その経済理論的な基礎をあたえたものが外ならぬワルター・オイケン教授の思想と学説であったといわれる。もとより教授の経済理論が、ことさら戦後のドイツ経済政策のために用意されたということは当らない。ゆたかな経済史的省察と、身をもって体験した戦時経済政策の中央的管理と統制への省察と批判が、経済政策の理論としての自由主義を確立する契機となったものであり、それが戦後西ドイツ復興にあたって、現実政策のための理論的指南車たる役割を担当することになったとみるべきであろう。

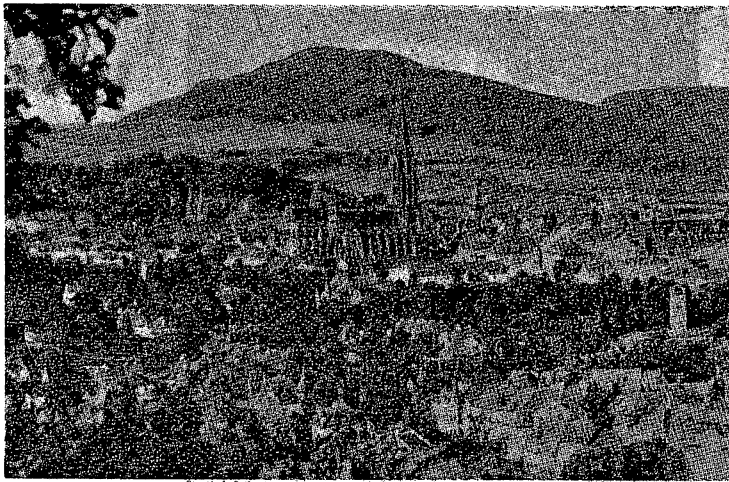
わたくしは、一九三六年から三七年にかけての冬を南独フライブルグで送ったが、当時この大学には、経済学方面にオイケンを始め、ラムペ、ルッツ、プフィスターなどの諸学者がいて、いわゆるフライブルク学派の建設に自信に充ちた歩みをつづけていた頃であった。

2 フライブルク

フライブルク大学といえは、われわれ日本人にはなかなかゆかりの深い大学で、ここには令名高い病理学者ルドウィヒ・アシヨフ（一八六六―一九四二）があり、一時代前の多くの日本医学者は先生の指導を

うけたときく。アシヨフ博士は一九二四年に日本を訪問して、諸大学で講演もされた。この大学にはまたマックス・ウェーバーも、その三十代の若き日を教授としてすごしたことがあり、哲学者ではフッサール、ハイデッカーが学生を指導し、経済学者ではかつて一方の支配的な学説を代表したロバート・リーフマンがこの大学にいた。

由来フライブルクという南独の小都市は人口約十萬、ライン河の上流に位置してスイスに近く、南方六十五キロの地にパーゼルがある。土地高爽、詩情にゆたかなシュワルツワルトの入口にあたっている。フライブルクはケルンの芸術美とハイデルベルクの自然美との融合だとは、ド



(フライブルク。中央の尖塔がミュンスター)

イツの女流作家ドロテア・フォン・レーゲルが、この南独の町を讚美した言葉だと伝えられている。思うにケルンの芸術美とは町の中央に聳えたつ教会堂ミュンスターの建築美を暗示するものであり、これは有名なケルンのドームにも劣らない古色の落ちつきとゴシック様式の粋を示している。ハイデルベルクの自然美とは、ネッカー河畔に昔を語る古城の面影を偲ばせるものが、フライブルクの町を流れるドライザムの

6 学説と思想

いまここでオイケン経済論の全貌を伺うことは、その機会でもないから、ここにはただ一、二の特質だけを誌すにとどめたい。

オイケン教授の研究態度について、まずわれわれの関心を強く捕えるものは、事物の現実態への直接に迫ってゆくという方法である。経済についての学問が、往々にして定義や概念の遊戯に陥る危険を極力警戒して、何よりもまず、現実態そのもののなかに沈潜してそこから複雑な事態を構成する純粹形態を捉えださねばならないという。事実のなかに認められる一つの特質を、重点的に、一面的に高揚することによって、そこに純粹なる型を求めようとするのである。つまり理想型の把握である。

事実のなかに没入することによって、事実を超越するという方法である。たとえばわれわれが現実の日常用いる言葉は、何千何万というほど多数ではあるが、しかしそれらは僅か二十六のアルファベットの字母から組成されるように、現実の経済秩序も、ある少数の限られた純粹基本形態に分析することができると見るのである。

このような分析方法によって、われわれが、そのなかで日常経済活動をいとなんでいる経済体制の秩序に接近してゆけば、そこには大きく二つの経済体制、すなわち中央指導経済と流通経済の両体制が見いだされる。そしてこれらの両体制の内部にはそれぞれまた特質をもついくつかの基本形態が存在して純粹型を示すのである。例えば流通経済の体制についてみれば、これは一方に需要者があり、他方に供給者があって、相互の関係から市場体系を形成する秩序形態であるが、需要供給いずれも完全な競争状態にある純粹型から、最後には双方共に独占の状態にある純粹型にいたるまで、そのあいだに若干の種々特質をもつ純粹型が考えられるというがごときである。中央指導経済の体制についても、そのもつとも高度な全体中央指導経済から、いくぶんその程度を異にする特質をもつ若干の純粹型をみいだすのである。このような純粹型つまり理想型を武器として、経済の現実態の解明に接近しようとする。

教授はまた経済政策論についても、独自の思索を展開した。この領域でも、たんに概念的な思弁は教授のもつとも警戒するところであり、身

をもって経験したドイツの政策現実に即して、その分析を遂行したのであった。

今次の大戦を通じてドイツが体験したものは、教授のいわゆる中央指導経済、すなわち中央管理の経済体制であった。一九三六年以降の中央管理によるドイツの経済政策は、多くの面で、その行詰りと破綻を露呈した。市場の機構による需要と供給の調整作用が失われた中央管理経済では、一切が中央当局の計画と命令によって指導されたのであるが、これは一面では家計の要求を充足することができなかったとともに、他面では企業がその最限の生産性を発現することができなかった。中央管理経済では、一局部の隘路が過ぎの隘路をよび起し、こうして全体を麻痺させることがしばしばであった。

このような現実の実験から、オイケン教授は経済の秩序形態として、競争秩序の体制を強く主張するのである。この限りでは教授も伝統の自由競争の原理に立つ経済論者だといわれよう。ドイツ学者としては珍らしく英国の学界に招聘されたということも、このような教授の思想が高く評価されたために相違ない。しかしその自由競争の原則は、もとより古典的なままの形態のものではない。それはたんなる旧来の自由放任主義を墨守するものではなく、一面において国家の積極的な役割を認めている。オイケン教授によれば、国家は、個々人がそのなかで経済活動をなす秩序形態の形成について建設的な任務を果さなければならぬ。通商条約の締結とか、貨幣制度の維持というような国民経済の秩序の形成は、国家によって積極的になしとげられねばならない。国家によって形成されたこの経済秩序の枠のなかで、個々人は自由にその経済活動をいとなむことが望ましい。約言すれば、国家は経済秩序の形成についてはその当然な役割をもたなければならぬが、しかし個々人の営む経済過程にまで国家が容喙干渉することは、きびしく警戒されねばならないというのである。

オイケン教授の経済理論やその経済政策思想については、もとより異なる立場からの考察もでき批判もあることは当然であるが、しかし経済の現実態につねに足場をとり、ここから遊離することなく分析をすすめてゆこうとする学問的態度は十分高く評価されてよいと思う。

一、事業報告

1 第一・第七常置委員会合同会議

日時 昭和三四・五・二三(土) 午前十時—午後一時二十分
場所 学士会館本郷分館
出席者 蠟山、村上各委員長、各委員
欠席者 平沢、古林、山田、田中、朝永各委員但し、愛知学芸大は代理出席

蠟山委員長主宰の下に開会
村上第七常置委員会委員長から、昨年七月に中央教育審議会から答申のあつた教員養成制度の改善方策についての内容趣旨につき、詳細な説明があつた。これに対し、各委員から質疑応答並びに種々意見の交換があつて、協議の結果、この答申の運営実施の経過推移を見た上で、なお検討を要する問題があるので今後本合同委員会を存続して協議することとし、この旨総会に報告承認を求めることとなつた。

2 第一常置委員会

日時 昭和三四・五・二三(土) 午後一時三十分—三時四十分
場所 学士会館本郷分館
出席者 蠟山委員長、各委員
(欠席者) 平沢、古林、山田、田中、本田各委員

1 一般教育のアンケートについて
各大学からのアンケートの回答を整理の結果、各大学における一般教育の現状の実情調査及び問題点を分析することができたが、さらに、本

委員会において改善方策を立案するためには、種々大学間の事情もあり画一的な立案は困難である。そのため、本協会の予算規模上から隘路はあるが、専門委員会を設けてアンケートおよびその他一般教育に関する資料等に基づき次の事項につき調査し、改善の方策を作成するよう役員会および総会に提案することになつた。

(1) 各国立大学の实情に沿うような系類のモデルケースの基準を数種類作成する。

(2) 外国語教育ならびに管理運営機構の確立検討

(3) 一般教育のカリキュラムの問題

2 文理学部の問題について

文理学部の整備改善については、昨年六月十二日(木)の本委員会で文理学部を有する大学と文部省との個別折衝の結果をまつこととして一応審議を打切つていたが、その後中央教育審議会から教員養成制度の改善に関する方策について答申が出され中断の状態にあるため、今般文理学部関係学長会議において答申に関係なく整備改善を促進されるよう要望することになつたことにつき、現状分析の結果、新しい問題として取上げる点もないので、申し合せどおり関係学長協議会の方針を了承、支持することとした。

3 第二常置委員会

日時 昭和三四・六・四(木) 午前十時—午後零時半
場所 東京大学大講堂会議室
出席者 小池委員長、西、山田、遠藤、黒川、吉井各委員
文部省 山本事務官
欠席者 久保、甲斐、中沢各委員

小池委員長主宰の下に開会
昨年の秋の総会において、各大学における一般教育の開設授業科目についてその実情を検討し報告したが、更に本問題のあるべき姿を見極めるため、その資料として
一、大学は一般教育科目等の授業科目の開設をどの程度にすべきか、ま

た開設の授業科目はいかなるものが適当と認められるか。
二、一般教育科目等の授業科目はどの程度の単位数が必要か。
の二項目について各大学に照会し、六十一の大学より回答に接したので
本日は、その資料について検討したが、その内の約半数が照会の意に添
わないものがあつたため、差し当り三十大学の方に集計し、その
結果を見て明日午後引続いて検討することとして散会した。

4 第三常置委員会同専門委員会

日時 昭和三六・六・四（木）午後二時—四時

場所 学士会館本郷分館

出席者 児玉委員長、戸田委員長、各委員

文部省 西田学生課長、各専門委員

草場委員、久武（一橋大学）専門委員

欠席者 児玉委員長主宰の下に開会

学生の政治的運動に対する補導は、学内におけるものと、学外におけ
るものと二大別して考える必要があるが、全学連等の連絡があつて安心
を許さない。

京都大学では最近慎重研究の上、中絶されていた学生自治会を認め
ることについて同大学学長から説明があつた。

学生の政治的運動と憲法との関係もよく研究する必要があるが、学生
の身分とか目的とか責任も考え合はせて補導することも必要である。

各委員、各専門委員等から実情補導の状況学生部の職員組織改善につ
いて、発言、意見や質疑応答が行はれたが、別に決議など行はず、明日
の総会に委員長から報告することとして散会した。

5 第六常置委員会

日時 昭和三四・六・四（木）午後三時—五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 各委員、各専門委員

欠席者 阿部、佐藤各委員、但し、東京工大は代理出席

開会に当り、進藤事務局長から、先般、井藤委員長は、一橋大学長を
辞任と同時に委員長もやめられたので、前例により委員間において書面
をもつて互選の結果、一橋大学長山中篤太郎氏が当選された旨披露があ
り、山中新委員長から挨拶があつて、同委員長主宰の下に議事に入った。

委員長から、本委員会は、従来、毎回アンケートを出し、その回答を
整理し、更に報告すべきものがあれば、総会に提出するというシステム
を採っているが、私もその方針により、今回、北海道大学以下十大学か
らの回答を内容により便宜上別紙のように分類整理した。毎回総会へ要
望事項を提出し、その上で、文部省その他の関係方面へ要望書を提出し
毎年熱心に繰り返し返しており、又、文部省も大いに努力しているが、は
かばかしくない実情である、これら要望書の提出や、アンケートの方法に
対しては批判はあると思うが、財政問題は重要でなかなかうまく運ばな
いと思うので、一応、従来の方針を踏襲し、協議の便宜上、別紙要望事
項を作成したのであるとして、その各項にわたり説明を加えた、これを中
心に種々話合つたが、

- (1) 別紙要望事項中「学科制大学」を「学科目制大学」に、「三、在外
研究員の拡充」の括弧内「新制大学にも枠を設けること」
を「（学科目制大学にもゆきわたるようになること）」にそれぞれ
改めること、
- (2) 教官の旅費は増えているが、職員旅費は年々節減を受けているか
らこれを特に増額すること
- (3) 科学研究費は全般にゆきわたるように増額し、地域別に配分され
たいとの意見があること
- (4) 文教施設経費を二、三校協同してこれを各年度一校に集中して有
効に使用するようにしてはどうかとの意見があること
- (5) 大学特別会計制を設けることの必要性を織り込むこと
- (6) 毎年の要望書事項を実現するためにマンネリズムに陥らず、具体
的実践的方法を強力に推進する道を開くことを要する等の話合があ
つた。

その結果、重ねて

(1) 教官研究費の増額

2 施設、設備の拡充整備

(3) 教官の待遇改善の三項目を重点化して繰り返すこととし、

前文に大学特別会計制度設置の必要なことを織り込み、又、大学経費をこのままに放置すれば世界の学術水準に遅れ、格差益々甚しくなり挽回できなくなることを日本学術会議の要求を取り入れて要望することに決定した。

6 役員会

日時 昭和三四・六・五(金)午前九時半—十時

場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長からさきに総会は、六月五日(金)、六日(土)の両日開催することとしたが、文部省において明六日国立大学長会議を招集することとなつたので、本協会は本五日午前十時から総会、正午昼食休憩、午後一時から二時四十五分まで各委員会を、三時から四時五十分まで再び総会を開催、本日で全部終了することとしたいと諮り、了承された次で総会の日程表(別紙)について説明あり、前回の要望書に対する大学学術局の説明は、明日の国立大学長会議の際に譲ることとした旨述べ、了承された。

二、琉球大学長招待について

会長からオブザーヴァーとして招待した琉球大学長安里源秀氏を紹介され、同大学長から、この度の招待に対して感謝する。琉球大学は一九五〇年政府立大学として創設された。大学の運営、管理は行政主席が任命する理事によつて構成された理事会が当り、その方式は大

米国立大学の統治方針に則つてゐる、この九年間、大学充実のために努力してきた。ミシガン州立大学教授団が、大学の行政、研究活動の指導、助言のために来島し、大学の運営は軌道に乗つて順調に歩みが続けてきたが、今後は技術面の援助を得たい等琉球大学の沿革、現状等につき述べ、また、琉球全体の事情は御承知の通りであるが、琉球は特異の地位にあり、祖国日本と結びつく強い線を出したいが、今直ちに日本への復帰は不可能と思う。しかし、精神的教育の面で、そのつながりを強化できるよう全般的にわたり援助されたい。特に国立大学の各位は事情の許す限り、格段の指導、援助を願いたいとの挨拶があつた。

7 第十八回総会議事要録(午前の部)

日時 昭和三四・六・五(金)午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 緒方大学学術局長、春山大学課長、西田学生課長

オブザーバー 琉球大学長

茅会長議長席につき開会を宣す。

開会に当り、会長から、去る四月十八日開催の役員会において、琉球大学長安里源秀氏を本総会にオブザーバーとして出席してもらつたらとの話あり、本協会の名をもつて招待状を出したところ(会報第十六号第三十二頁)本日御出席を得た旨紹介があつて議事に入つた。

一、学長交替について

会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り紹介があつた。

大学 (新) (旧)

長崎大学 北村精一 古屋野宏平

茨城大学 都崎雅之助 二方義学長事務取扱

横浜国立大学 黒沢清 江国正義

京都学芸大学 野尻重雄 山内得立

- 一橋大学 山中篤太郎 井藤半弥
- 熊本大学 本田弘人 鰐淵健之
- 名古屋工業大学 佐藤知雄 清水勤二

二、議事日程について
 会長から、議事日程について説明あり、そのうち大学学術局長の本協会からの要望事項についてその後の措置については、説明を承わる側になつてゐるが明日文部省主催の国立大学長会議に譲ることとした旨を語り、了承された。

三、会務について
 会長から、次の通り報告があつた。

- 1 役員会四月十八日開催（会報第十六号第三〇―三四頁所載）なお本日総会開催前、役員会を開催して総会の運営につき協議した。
- 2 要望書の提出（第十七回総会に基く）会報第十六号第四六―四七頁所載）

四、昭和三十三年年度決算について
 進藤事務局長から、別紙決算書及び財産目録につき説明があり、異議なく承認された。

五、会費の増額について
 進藤事務局長から、本協会においては、創立当初以来年々繰越額が多く、問題になつたこともある程であるが、最近に至り漸次減少をきたし、昭和三十二年度は、六十七万円余の繰越額があつたのに対し、翌三十三年度は、四十万円余の減少をきたし、僅かに二十七万円余となり、新年度の会費はまだ納入されてゐないため、借入れなければ総会開催にも差支えることとなつた。その原因は、

- (1) 人件費においてベースアップによる増額
- (2) 調査、研究費の増額等によるものである。今後調査、研究が活発化する傾向があり、協会の運営上、この際、一学部当り年額二十千円増額して七千円としてどうかとの提案あり、異議なく承認された。

六、昭和三十四年度予算の承認について
 進藤事務局長から、前項に述べたところにより、会費を一学部当り

年七千円としての従来の例により予算を編成した旨をのべその内容につき説明あり、未承認の会費増額を見込んでの予算の編成と繰越額の計上について若干の意見があり、次年度から明確になるよう適正な編成をすることとして、原案を承認された。

七、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次の通り報告があつた

第一常置委員会蠟山委員長

本年五月二十三日、第一常置委員会において一般教育問題を、第七常置委員会の合同委員会において教員養成制度改善について、それぞれ審議した。

1 一般教育について

従来の事業である一般教育に関するアンケートの回答が集まつたのでこれを単純に集計したもの、具体的に説明して集計したものと並びこれを要約したものの三種を印刷して配付した。アンケートは(1)一般教育の現状、(2)同問題点、(3)改善方策に関し、それぞれ項目に分けて回答を求めたものである。その内容により分るように、各大学の実情が反映し、その性格、規模、学部の構成、教官の組織等が異なつてゐる。この回答の結論をどうするかについて審議した。今後更に検討し(1)大学の性格、規模等を幾つかのカテゴリーに分けて基準を作る。(2)大学の基準として共通的な一般的基準を作る。これがために、科学技術教育振興に関する連絡委員会ならつて特別委員会を設置するを要する、その予算措置などをどうするかなどを総会においてもお考え願いたい。

2 教員養成制度の改善について

去る五月二十三日開催した第一、第七常置委員会合同会議において本問題に関しては、これに深く通暁しておられる村上第七常置委員会委員長から、中央教育審議会での答申の趣旨につき、その骨子たる教員の資質、教員養成制度、国の監督、指導の在り方、程度等にわたり詳細な説明をお聞きした。これにつき、種々意見の交換があつたが、意見はまとまらなかつた。今回は報告にとどめ、何等かの措置については、それぞれ審議した上、秋において再び合同委員会

を開き、その後に総会へ報告しても遅くはないのではないかと結論に達した。以上の報告に対し、大泉香川大学長から、三大学からアンケートに対し回答がなかつたとのことであるが、ここで定めたことは、守るようになされたことと希望があつた。また、森戸副会長から、一般教育については、世界各国どこでも問題になつてゐる、科学技術教育振興とも並行して充分検討してほしい、そのために特別委員会を設け、会員だけでは困難だから、他に適当な専門家（主として東京在住者）を予算の許す限り、できるだけ早く設けられたいと提案。なお、蠟山委員長から、学科課程についても研究中だから、これも含めて検討する必要がある。ついでには第二常置委員会も合同して開きたい旨を希望し、小池第二委員長もこれに賛成一般教育に関する特別委員会の設置については、科学技術教育振興に関する連絡委員会と同一性格の特別委員会を設置し、これが予算措置を承認、具体的には第一、第二委員会で検討することとした。

第二常置委員会小池委員長

一般教育科目の種類と数とについて各大学へアンケートを出したがその集計ができたので、これを午後検討の上、総会へ報告することとする。

第三常置委員会児玉委員長

昨日、第三常置委員会に専門委員も出席して学生運動の現状について種々話し合つた。昨年の総会以後の学生運動は、比較的低調であつた。その大きい原因は、適当なテーマがないためであつた。しかし、将来、いろいろの問題が発生したとき、果て低調でゆくかどうかは保証できない。実質的に低下したものは判断できない。新聞紙上によれば、全学連に反対の学生集団（日学連）のあることが報ぜられてゐるが、その程度は不明で、あまり期待はできない。全学連は本日から総会を開いている。昨年に鑑み、注意して取扱う必要がある。昨日学生の政治活動の点について話合つた。元来、学生が政治的に活動することは自由だが、ひとたび、実際の行動となれば、学内ではできないが、一步学外に出て社会人として個人的に行うことは、これをどう処置するかは大きな関心事である、兎に角、個人的に政治活動すること

は、全然いけないとはいえないが、学生は大学の学生だから、何とか未然にこれを防止し、或る程度監督することは、必要であろう。それをどうするかはつきりした対策は樹たない。なお、学生問題については、大学のつとめている責任は、極めて不十分でないかと専門委員から強く叫ばれてゐる。現在は、これに対する組織も貧弱で、予算も不十分である。厚生補導審議会の答申は、何等実施されていない。しかしそれだからといつて傍観はできない。それには全学的な教官の努力がなければ目的は達せられない。大学は、専門教育に力が注がれ、学生の補導には力は弱い。学生の指導は大事であるが、専門教育の場合には、指導の機会はあるが、一般教育の場合には、その点不十分である。それで大学は、いかなる構想で指導するか、これは大きい問題である。委員会だけでは、なかなかきめられない。一般教育の問題は、これは一般教養の点を考えるべきだから、同時に考えられれば幸である。また自治会の問題についても、京都大学で、今まで禁じていたが今回、これを許すこととなつたようである。その条件などについて学生部長から話があつた。その際、出た問題は、憲法上結社の自由のことで、学生が自治会を作ること、一つの人権でないかとのことであつた。一体、憲法との関係はどうなるのか問題となるが、今後の研究に待つとして昨日は終つた。本日も午後、殊に学生の自治会の問題について検討することになつてゐる。

これに対し、平沢京都大学長から、本学自治会のこと新聞紙上に出了が、その記事は必しも正確でない。この問題について、委員会も学生も熱心に検討し学生の原案を修正に修正を加え、約八五%の学生に用紙を配付し、絶対多数の投票により規約を認めた。現在大学と約束した規約によつて自治会を認めた、これをいかように運営するかは最も大事なことであり、その経過について説明するところがあつた。

第四常置委員会戸田委員長

第三常置委員会にも出席して学生運動の問題につき審議した。厚生問題については、特に報告することはない。かねて懸案の学生健康保健制度の問題はどうなつてゐるか。金沢大学においては、昨年四月か

ら実施し、学生も喜び徐々に解決している。学生の負担は、一年八百円、四年間で三千二百円とし、入学生から入学と同時に納入し、その成績はよす。

第五常置委員会寺沢委員長

特別に報告することはなく。

第六常置委員会山中委員長

本委員会の所管事項は、大学の財政問題で、単に形而上の問題でないで、常に問題となつて、問題は残ることとなる。これにつき、各大学の要望を知るため、アンケートを出したところ、北海道大学以下十大学から回答があつたが、その内容は、前回と著しい相違はなかつた。それを整理したが、その要点は、(1)職員旅費の増額(教官の旅費は増えているが、職員旅費は年々減少を受けて経理困難となつていゝ)、(2)既存の建物に対する維持管理費の増額(増築だけでなしに既存の建物のことも併せて考慮されたい)、(3)科学研究費の増額、(4)文教施設整備の予算につき二、三校共同して集中的に使用したらどうかとの意見があつたが、必ずしも全体の賛成はなかつた等である。要望書については、会長を中心に関係当局に面会などして熱心にその達成に努めたが、何としても財政の枠があり、なかなか実現しない。しかし、毎年繰り返し要望したらいいではないかとのことであつたが必ずしもはつきりした結論が出たわけではない。しかし、財政問題は重要だから、重点的に(1)教官研究旅費の増額(2)施設、設備の拡充整備(3)教官の待遇改善等の必要事項を推進の途として総会に諮ることとした。

以上の報告に対し、寺沢電気通信大学長から、大学財政の基本的な問題についてかなり以前に政府へ要望したことがあるが、その後沙汰消えとなつてゐる。国家財政十分の一というように大学としての財政基礎をはつきりさせるような組織と制度を政府で考えてもらわないと毎年毎年政府へ要望を繰り返すのみとなり大学の自治は成り立たないことになる。これに対し、山中委員長から、この問題は、大学だけで措置はできない。文教予算というものは、国立大学のみでなく、義務教育や私立大学等の関係もあるので、その話はあつたが、なかなか進行しなかつた。名古屋大学からは、この問題を忘れないようにされ

たいとの申出もあつた。午後委員会で慎重に審議したいと答えられた。長谷川福井大学長から、科学技術振興については、このままに放置すれば、わが国の科学は、国際水準から後退するのみであるから、その経費の増額は全国科学者の要望するところである。尚科学研究費の増額を要望すると同時に、これが実現のためには、前にも話があつたように五年及至十年の年次計画を作成することを要望書に付け加えられたいと希望された。また、森戸副会長から、昨年の秋から年末にかけて欧米の諸大学を見学し、大学関係者の国際的会合にも出席したが、大学の自治、財政の問題があつた。国が、大学財政の内容を余り細かく決められると、一々官庁の意見を聞かなければならず、それでは果して大学が自治を保持できるか疑問になる。大学財政については大学は国から必要な経費を受けるが、少くとも与えられた経費は、自主的に使えるようにしてほしい。そのためには、国が大学に必要な予算を総額として与えその使用を大学に任せるか、または、国が大学協会に全大学の予算の総額を与え、大学協会で配分することも一つの方法だろつと思う。財政問題は、長期的に考えるべき問題であるから、大学全体の方向というものについて、文部省、大蔵省で考慮して欲しい旨、述べられた。

第七常置委員会村上委員長

第一常置委員会と合同して中央教育審議会の答申を中心に検討した。それは、蠟山委員長から報告された通りである。

以上をもつて、午後零時十分午前の会議を終り、昼食休憩、午後一時から各常置委員会を、同三時から、また、総会を開くこととした。

第十八回総会議事要録(午後部)

日時 昭和三四・六・五(金)午後三時

出席者 午前と同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

午前中の総会終了後、開かれた各常置委員会の審議事項について各

委員長から報告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 蠟山委員長

1 一般教育に関する特別委員会について

第一常置委員会に附属する小委員会とするか、又は第一、第二常置委員会と並列する特別の委員会とするかを論議した結果、委員会に附託される問題の性格から考えて後者の方がよいということになつた。委員会の構成は、第一、第二常置委員会から若干名の委員を選出するほか、その他の常置委員会からも適当と認める者を委員として加え、そのほかに専門委員若干名を置くこととする。委員会の任務は、(1)既に各大学に出した一般教育に関するアンケートに対する回答を基礎として必要な資料を蒐集し、(2)事情を異にする各大学を適当な類型に分けてモデル化し、(3)大学基準としての一般教育の共通の基準をつくることである。作業の順序としては、まず各大学を類型に分け、次に一般的基準をつくるのがよからう。

2 教員養成制度について

秋の総会前に第七常置委員会との合同会議を行いたい、その前に第一常置委員会だけでこの問題を討議したい。そしてその審議を効果的にするため、各委員の意見を九月末までに委員長に申入れていただき、それを基礎にして第一常置委員会で検討することにした。なお、個人の希望であるが、教員養成制度の問題は第一常置委員会だけに限つた問題ではないので、第一常置委員会委員以外の方も意見があれば寄せていただきたい。右の説明に対し、岩崎和歌山大学長から、一般教育のやり方についても検討してほしい。即ち一般教育は、一年半位で終らせて後は専門教育に専念する方がよいと思うが、これを制度化してもらえれば都合がよい。また、このようないか否かもあわせて検討してほしい旨の要望があり、蠟山委員長から、厳密な意味で基準という言葉を用いているのではない。広義に解釈して履修の方法をも含ませていただいてよいとの回答があつた。更に岩崎和歌山大学長から、教養部の部長を制度化し、学部長と同じ待遇にしてほしいとの要望があつた。なお、一般

教育に関する特別委員会の委員の人選は、役員会に一任することになつた。

第二常置委員会 小池委員長

1 一般教育科目について

前回の総会における報告の結論を要約すると次の通りである。即ち、各大学における一般教育科目の種類及び数は区々であるが、我が予想するよりも科目数がはるかに多く、その中には、専門教育科目ではないように思われるものもある。一般教育の目的を達成するには、その実施を適正化する必要があるが、そのためには科目の種類及び数を再検討する必要がある。

そこで各大学にアンケートを出し、人文、社会、自然の三系列につき適当と認める科目を聞いた。その結果、六十一大学から回答があり、集計の都合上そのうち三十三大学の資料をまとめたのが別紙の資料である。各大学で適当と認めた科目数は、最低十二、最高二十五である。また科目の種類は、人文二十一種、社会十七種、自然十六種である。各系列につき多い科目の種類を挙げれば、(1)人文……哲学、心理学、歴史、美学、音楽(十五大学)(2)社会……法律学、経済学、社会学、政治学、地理、日本憲法(十一大学)(3)自然……物理学、化学、数学、地学、生物(二十七大学)で、これらは大学基準に例示として示されたものであるが、全般的に見て大学基準に示された科目が大部分を占めている。なお備考欄の科目は、大学基準に示されていないものである。

2 入学試験の時期について

現在第一期は三月三日、第二期は三月二十三日であるが、第二期を二、三日繰上げられないかとの希望があり、全員賛成であつた。その理由は、丁度その時期に学会があるので早く試験を終らせたいこと、また、試験を早く終らせることにより授業開始を早くすることができると等である。更に、右の繰上げについて総会で賛同が得られれば、文部省に申入れてほしいとの要望があつた。岩崎東京外国語大学長から、東京外国語大学では受験者の数が多いので毎年東大から試験場を借りているが、試験期日を繰上げた場合、試験

場の都合はどうかとの質問があり、会長から、東大では差支えないとの回答があつた。都崎茨城大学長から、二期校の試験期日を繰上げるには、一期校の合格者発表を繰上げることが前提であると思うが、このことを各大学に確かめた上で決めた方がよいとの意見が述べられ、関口山形大学長から、各大学とも一斉に繰上げる方針なのかとの質疑があり、小池委員長から、全部を一律に繰上げる考え方であるとの回答があつた。寺沢電気通信大学長から、二期校の入学試験を同じ日に始める理由があるのかとの質問があり、小池委員長から、現在二期校は全部同じ日に試験を始めているが、それを二、三日早くしたいという趣旨であるとの回答があつた。会長から、右の提案については、資料が不足で、繰上げを実施した場合混乱を生ずるおそれもあるので、撤回してもらつてはどうかとの発言があり、緒方大学学術局長から、よく調べて見て混乱が起らないことがはつきりすれば、提案の趣旨に副つて善処したい旨述べ、了承された。

第三常置委員会児玉委員長

さきに学徒厚生補導審議会の答申があり、その実施について文部省で相当具体的な案を練つているが、第三常置委員会としては文部省が考へている案に賛成である。文部省で練つている施策については、西田学生課長から説明してもらつた方がよいが、時間を要するので明日開かれる文部省主催の学長会議で説明をお願いすることにしたい。次に文部省で考へている案が実施された際必要になるが、現在各大学にある厚生補導委員会は成文化されていないので、できれば成文化した方がよからう。

第四常置委員会戸田委員長

特別に報告することはない。

第五常置委員会寺沢委員長

各大学で遊休施設があれば必要な大学に融通してはどうかというこ

とについて協議した。昭和二十六年三月十四日付で文部省から各国立大学に対し、備品設備の適正配置に関する要綱が出されているが、実際には、あまり行われていない。内容が大分古いから、アツプ・ツィデートに考え直していただきたいということであつた。

第六常置委員会山中委員長

午前中の総会における発言を考慮に入れて、天城会計課長の出席を得て最近における大蔵省、文部省間の国立大学予算折衝過程の要点を説明してもらつた。これをすべて勘案して協議した結果、午前中説明した三つの要点即ち(1)教官研究費の増額、(2)大学施設の拡充、(3)教官の待遇改善について重ねて要望を提出することとした。なお、これら予算そのものの増額と併行して特別会計の問題、長期計画化の問題についても討議した。特別会計の要望は、突きつめると、特別会計という具体的な制度の問題であるよりも、現在のように毎年の予算が動揺して大学が困るというが如き事態が起ることのないように大学予算をできるだけ安定して運営してほしいというのが、その趣旨であることがはつきりした。特別会計を要望するものの中には、大学は一般の行政官庁と異なるから、一般会計と同じシステムで運営することは困難であるという理由によるものもあるが、要は、大学会計が一般官庁の会計と異なる特殊性を認めてもらうことが必要である。しかし一般官庁の会計との相異点を具体的に明らかにして、何を関係当局に要望するかについては結論が出なかつたので、重ねて委員会で検討することとしたい。現在のように大学予算が偶然的な事情で屢々動揺するが如きことは、もし、長期計画(例えば五年計画)ができていれば緩和されるものと思う。天城会計課長から、施設関係予算については、文部省では五年計画で実施することを考へていたが、その取扱が認められなかつたことが明らかにされた。しかし、予算の動揺を防ぐために国立文教予算については、五年計画で推進してほしいという意見があつた。以上協議の結果の取扱については会長に一任することとしたい。

右の説明に対し、会長から、大学財政の特殊性はどこにあるか、また、大学財政が安定性を得るにはどうしたらよいかにつき、第六常置委員会で検討して秋の総会までに案をつくつていただきたい旨要望さ

れた。また、今中佐賀大学長から、西ヨーロッパでは講座制が拡大されてインステイテュートになり、教室が中心になって活動している。学問の進歩につれて講座制を検討する必要があるとの意見が述べられた。

第七常置委員会村上委員長

本協会から昭和三十二年に教員養成制度に関する意見書を文部省に提出したが、その要旨は、大体中央教育審議会の答申の中に汲取られていると思う。しかし、その実施上の個々の点では、教員養成における一般教育の問題、免許法とカリキュラム基準との関係等相当問題がある。これらの問題について検討したが、結論が出なかつたので、今後も第一常置委員会との合同会議を持つほかに、第七常置委員会としても資料を集めて検討したい。

中教審の答申については賛否両論があるが、その原因は、答申の解釈し方の違いにある。答申の表現、字句には不意なものがあつて必ずしも適正ではないので、答申に対し反対または誤解が生ずるのである。現在教員養成制度一般に対する不安が広まりつつあるので、中教審の答申についての文部省の解釈、態度を明確にせよという必要がある。反対論の中には、教員養成の現状に対する認識不足によるものがあるので、教員養成実態を明らかにする資料を文部省でつくつてほしい。

右の説明に対し、緒方大学学術局長から、文部省としては、教員養成制度の改善に関する中教審の答申を受けて、これを実施する責任をもっているが、実施に当つては、関係するところが広汎なので、国立大学の意向を尊重して誤りのないようにしたい。答申のなされた根拠になつている教員養成の実態について資料をつくり、意見を聞きたいと思う。また中教審の答申の内容をどう解釈するかは、第一、第七常置委員会と連絡をとつてやりたいと述べられ森戸副会長から、私は中教審の委員であるが、特別委員会に三十回余り出席してやつと教員養成の問題が、ほぼ、理解され、さきの答申に賛成した次第である。問題は形式的な教員養成制度がどうかということではなくて、戦後の教員養成制度が師範学校を廃止して解放主義をとつていないことにある。そこにはいろいろの困難な問題があり、私も現実の事態を見聞したが

従来のように、ただ、必要単位を取得した人が小、中学校の教員になるのは適当でないことを確信するに到つた。私は、中教審の答申は、大体本協会の要望に副つてなされていると思うが、個々の点では問題があるから、更に検討することが必要だと思う。教員養成の問題は抽象的な討論では解決できない。具体的な事実を明らかにして納得した上で考えることがよいと思うとの意見が述べられた。また、北川大阪学芸大学長から、教員養成に当る大学として中教審の答申に対し関心をもち、今日まで種々検討して来た。中教審の答申は、教員の理想像から説き起して共鳴する点も多いが、一方、何かひどく強い国家統制の線が出てゐる。例えば、教員養成学部を置く大学については、履修科目を国が明示することになつてゐるが、これを正面から見ると、大学は、固く縛られてゐるようである。しかし、他の委員の方から聞くとそうではないということである。この問題については、答申の本当の意味はここにあるのだということ明らかにするために、中教審答申の解釈、説明がなされることが望ましいという意見が第七常置委員会内にあつた。中教審の衝に当つてゐる人の説明があるとよいが、さきの緒方局長の話は結構と思う旨述べられた。

二、大学の基本的問題についての自由討議

まず森戸副会長から、昨年の秋から年末にかけてカナダ、アメリカヨーロッパを旅行して大学を訪問し、大学関係者の会合に出席した。また国際大学協会の総会にも出席した。その際、受けた印象は、大学の当面する問題が真剣に討議されていたということである。多くの会合では、準備がよくされていて、要旨をプリントし、数人の予定された質問者があり、その後一般の質問者が質問するという風に行われていた。我が国では新制大学が発足して十年余を経過し、次第に姿も整つて来たから、この際、本協会としても新制大学の重要問題を再検討すべきだと思ふ。大学のいろいろな問題については、既に各常置委員会でも検討しているが、総会で全員が一日、熱心に協議するのよいではないかと考えて、このことを役員会に提案した。欧米の発表会では、意見を自由に発表させるだけで結論はださない。決議をするのではなく問題について学識ある人の意見を聞くのが目的である。大学

の当面する問題として大学の基本政策、大学の規模、入学試験をどうするか等の議題が、私の欧米で出席した会合の主なテーマであつた。テーマは皆さんが御意見を戦わせて判断していただき、それを次の総会で自由討議していただいてはどうかと思うと述べられた。戸田金沢大学長から大学の自治という問題について、国立大学としてはつきり限界を決めておく必要がある。大学の自治は、学問の自由を保障する憲法第二十三条の規定から発していると思つてゐるが、法律学者の意見では基本的人権から発しているということである。どこに限界を置くべきか、よく研究しておく必要があると思ふ旨述べられた。次に大泉香川大学長から、学生生活の安定ということについて考えていただきたい。学生健康保険はいろいろな事情で実現を見ないが、学生健康保健のみならず、その他の学生の厚生対策についても第四常置委員会で採上げて促進してほしいとの要望があり、戸田金沢大学長から、御説の通りで、寄宿舎の問題についてもいろいろな面からお願ひしている。本日も西田学生課長から、学生会館を建てて学生の厚生補導をしたいという話があつたとの回答があつた。香川愛媛大学長から、歴史の新しい大学に共通する最も大きな問題として大学の自治の問題を採上げ、一般論として大学の自治を何によつて支えて行くかを考えると、それは会議によつてである。日本の大学の自主権は、私の了解するところでは、世界で最も重んぜられているものの一つである。大学の自主権は、古い大学の非常な精進と努力の賜物と思ふが、新しい大学においては、古い大学のような歴史なしに自主権が外から与えられていることに問題がある。会議について云えば、行政上の問題、学生の処分、教官の処分等の問題が会議を通して評議會で良識ある結論が得られることが望ましい。しかるに、新しい大学では教授会が古い大学の了解できないような状態である。即ち、教授のほかに、全助教授と一部の助手または全助教授と全助手が教授会に加わる場合もある。重要な問題が拡大された会議にかけて票決され、教授、助教授を含めた結論が、助手を含めた会議で承認されなければならないこともある。大学の自治をいかに取扱うかを本協会で考えていただきたい。一口に教授会と云つても、内容は多岐多端であるから、教授会につい

て一つの類型をつくり、大学の自治という問題について考え方の筋道に具体性を与えることが大学の発展にとつて必要ではなからうかとの意見が述べられ、森戸副会長から、大学の自治は重要な問題である。それとも関連するが、日本の大学がヨーロッパの大学と比べて最も欠けるのは、教養ある人間の形成という点である。職業教育は、或程度のレベルに達しているが、教養ある人間の形成に欠けているところを新制大学は反省する必要がある。そのほかに考慮すべき問題としては、一般教育の問題、大学がよりよい共同社会となること、評議會の問題、厚生補導の問題等がある。大学は、平穩に教育研究の場になることが大切であるが、最近ではなかなかむずかしい。これを打開するには教官と学生が相互によく理解して教育研究を行うことができ共同社会に大学がなることが何よりも重要である。また、学生組織の問題について大学を管理している者は、もつと関心をもつべきである。学生の組織が全体の学生に役立つにはいかにすればよいかを大学側も考えるべきだと思ふ。学生の組織が共同社会において民主的に育つには、大学としていかにすればよいかという問題を考えていただきたいと述べられた。次に会長から、基本的な問題が幾つか提示されたが、いかなることを問題とするかについては、役員会で協議したい旨述べ、了承された。

三、大学設置審議会の委員候補者推薦について

会長から、大学設置審議会から、村上東京学芸大学長、山田静岡大学長の委員任期満了により、後任の委員候補者四名の推薦依頼があつたので、右両氏のほかに平沢大阪外国語大学長、山中一橋大学長を含めて四名を推薦したから追認願ひたい旨、述べ了承された。

四、琉球大学の現状について

本總會にオブザーバーとして招待した安里琉球大学長から、まず、招待に対する謝辞を述べられた後、同大学の現状等について次のような説明があつた。

琉球の事情については、既に報情を聞いて御承知のことと思ふ。琉球大学では、今日までいろいろな面で日本の大学から援助を受けているが、管理方式が特異でアメリカ方式に倣つて大学の管理委員会が管

8 役員会

理している、大学の予算は、立法院の承認を得て一括交付されることになつていて、全体の九〇パーセントが政府予算である。大学の組織は文部省の基準によつており、学部は、文学部、教育学部、農家政工学部の三学部、学生数は二、一五〇名である。卒業生の約八〇パーセントは教員に就職しているが、沖繩の経済事情は年々変化しているので将来の見通しははつきりしない。発足後今日まで九年を経過したが、研究面における仕事は、これからである。しかし、訓練された研究者が少いので、今后も日本の大学の援助指導をお願いしたいと思ふ。今後援助をお願いしたい面についてお話ししたいと思つていますが、将来こういふ会議が開かれる際には、出席の機会を得て親しく御指示を受けたいと思つてゐる。琉球の政治事情については、アメリカ統治が今直ちに終るとは思われない。そうなる本土とのつながりを持つには、教育の面でつながりを持つことが重要と思ふ。今後も日本の大学と密接な関係を持ち、文部省にも援助をお願いしたい。右に對し、会長から、琉球から遠路出席され、琉球大学の現状を説明していただき感謝する。日本の大学は、数こそ多いが、内容が貧弱なものが多くて嘆かわしい状態にある。大学関係者は、これを何とか打開して立派なものにしたいと念願している。今後も琉球大学と日本の大学との連絡を密接にしたいと思ふが、もし、希望があれば全力を挙げて応援たいから遠慮なく申出ていただきたい旨述べられた。以上をもつて午後五明閉会、第十八回總會を終了した。

日時 昭和三四・九・一九(土) 午前十時—午後零時半
場所 東京大学大講堂南側会議室
議題 總會運営について
出席者 会長、各監事、各常置委員会委員長
(欠席者) 森戸副会長、杉野目、正田各理事、村上第七常置委員会委員長、但し、東北大学は代理者出席

文部省 緒方大学学術会長、春山大学学術局大学課長、西

田学生課長
茅会長司会の下に開会

会長から、理事勝沼精藏名古屋大学長に代り、松坂佐一名古屋大学長が理事に就任された旨、紹介があつた。また、理事小池敬事新潟大学長が死亡され、伊藤辰治氏が新潟大学長に就任されたが、まだ、発令になつていない。小池第二常置委員会委員長の後任には、山田良之助静岡大学長が就任された旨、紹介があつた。

一、第十九回總會開催期日並びに会場について

十一月十三日(金)、十四日(土)の両日、日本学術會議において開催することに決定した。

二、總會の議題について

1 一般教育の問題に関する特別委員会の委員選出について

右については、前回の總會において、その選出は、役員会に一任されたものである。この問題について種々論議した。元來、一般教育の問題は、大学教育の本質に関係ある極めて重要な問題であり、これを本質的根本的に研究するとすれば、制度官制にも関係し本協会のみでできることでもなく、一朝一夕にできるものではない。今回は、第一常置委員会において、一般教育に関して各大学にアンケートを出して、その回答を求め、これを集計整理したが、各大学の事情は相当差異があるので、一般教育に関する一般的共通の基準のみでは困るので、各大学の事情に相応する基準を設けられた点の要望がある。新制大学発足以来十年の経験もあるので、この点につき検討を要する。折角、アンケートにより、その集計整理ができたのだから、これに對する何等かの結末をつける趣旨により、科学技術教育振興に関する連絡委員会と同様の性格を有する特別委員会を設置し、その予算的措置を講ずることとなつたのである。その委員長には、この問題に熱意を持たれる森戸副会長をお願いすることとし、目下海外出張中につきその帰国を待つて交渉し、その上で会長、副会長、蟻山第一常置委員会委員長において委員を選出することとした。その運営については、文部省から資料を提出してい

たでき、援助を願うこととした。

これに対し、緒方大学学術局長から、一般教育の問題については文部省としても、各方面から要望もあり、何とか検討したいと思つてゐる。それには、本協会の意見を伺いたい。文理学部との関連もあり、殊に一般教育の内容を組織化することにもなれば、一層密接な関係もある。また、今回、高等学校教育課程の改訂や大学院の切実な問題もあるので、なるべく早く意見を伺いたい。文部省は、資料などを提供し、事務局的作用を果してもよいと述べられた。

2 高等学校教育課程改訂について

文部省では、高等学校の教育課程の改訂を考えているが、それと併行して、高等学校教育と大学教育の関連性から見て、高校教育の内容の改善に対しての大学としての意見、特に一般教育との関連においての高校教育のあり方について、第二常置委員会において検討することとした。

3 教養部の官制化について

戸田金沢大学長から、岡山、熊本、新潟、金沢の四大学の教養部長が昨年以來会議を催おし、昨年は岡大山学、本年は金沢大学において会合し、教養部を官制化することについての要望書（別紙）を提出してきたとて、その内容について説明があつた。この問題は、元來、制度的管理組織に関する点があるので、当然第一常置委員会を取扱う問題となるが、一般教育に関する特別委員会が設けられれば、これに含まれることとなるので、そこで検討することとした。

4 科学技術教育振興に関する連絡委員会の取扱いについて

科学技術教育振興に関する連絡委員会の委員長である山内理事から科学技術教育振興については、さき中間報告を出し、これを各大学の参考に供し、また、昨年は意見書を提出したが、今後の措置をどうするか。委員は地方に分散し、経費支出も困難であり、また、現在のままの委員の顔振れでは、調査研究もこれ以上望まれないのでこれが取扱いについて諮られた。この問題については、今、直ちに結論は出されないで、なお、会長と相談の上、決定することとした。

三、厚生補導専門職員研修センターの開設中止について

緒方大学学術局長から、厚生補導専門職員の研修センター開設を中止することにつき、文書をもつて各大学に通知したが、今後、この問題をどう取扱うべきか意見を伺いたい。これははじめるには、各大学と学徒厚生審議会に諮問し、その組織、内容の面にあたり、詳細な方針を立て、一つ一つ実現するよう措置したのである。その上一つとして昭和三四年度厚生補導専門職員の研修を実施し、専門的立場でこれに当る職員を養成することとしたのである。京都大学教育学部が中心となり、研修の内容についても研究した。その他学識経験者の方も加わり、準備委員会を作り、その実施について研究した。新聞では、興味の野次馬的に全学連に対する対策だと単純な表現をなし、教授を当てるための研修だとしたため、各大学では、更めて論議されるようになったのである。文部省としては、学徒厚生審議会に諮り、また、各大学に趣旨を伝え、本協会総会でも話があり、専門職員を当てるべきだとしたのである。ところが新聞報道で、また、問題となり、疑問を持つ意見が出た。大学の内部からも或は真面目な意見としても出た。京都大学でも困難となつたようであつた。このような状況となつたので、これを押し切るべきかどうか。それぞれ一方的の主観で実施するのはどうか、学内の理解なくして実施することはまずい。更めて慎重に出直すべきか、各大学に迷惑を及ぼし申訳ないがこの問題は、われわれは大学の決まつた意見だと考えた。この際、文部省としてはどうしたらよいか伺いたい。厚生補導の本質につき十分論議し、大学自身も十分の理解に立つて実施することは必要である。各大学でも研究して意見をまとめられた。大学の教官が大学でそのようなことを決めたことを知らないという向きもあり、そこにギャップがある。年々学生部長会議で、長年このような問題を審議してきたが、果して全学的にどう考えているのか。全学の論議にのぼしてほしい。

これに対し、平沢理事から、京都大学については、唯今、緒方大学学術局長の申された通りである。私個人としては、補導の強化は結構なことと思うが少くとも私の大学では、補導について論議したことはない。また、学生部では自明のこととしても、大学全般には通じてい

ない。全般の教官の当る面と学生部長の当る面とは、その内容が違
う。その仕事は、自ら種々違ふ。この機会に補導問題につき十分検討
したい。大学全般に趣旨徹底するようにしたいと述べられた。児玉第
三常置委員会委員長から大学自体がもつとしつかりした見解を持つべ
き大本委員会でも十分論議していかないで、近く委員会を開催して検
討したいと述べられた。山田第二常置委員会委員長から、新聞紙上で
は事務官の研修を受ければ、それだけで教官になるとか記載してあつ
たようで、誤解を深めたようだと言へ、これに対し、緒方大学学術局
長から、教官の身分を考えるとかどうかという職制のことは別問題で
あるとの説明があつた。古林監事から、研修のため長期間を要するこ
とは、人手の問題で困ると述べられた。

四

なお、山中監事から、日本育英会の奨学金について質問あり、これ
に対し、緒方大学学術局長から、明年度は十七億増で、高等学校に対
しては、従来の三%を四%とし、大学の二〇%はそのままである。大
学においては、従来の月額二千元または三千元のところ新に四千元の
わくを設け大学院博士課程と月額一万元の給費とする。医学関係につ
いては、本年は三千名であるが、これを五千名要求する。その他研究
者の後継者養成等について説明があつた。

9 第三常置委員会同専門委員会

日時 昭和三四・九・二八(月)午後一時—五時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 児玉委員長、各委員、朝永臨時委員、各専門委員

(欠席者) 岩崎、三浦、福田、嘉村、各委員、大塚山田、須賀、芦田、平塚、吉村、森河、各専門

委員但し、東京学芸大学は代理者出席
児玉委員長主宰の下に開会
文部省 緒方大学学術局長、西田学生課長

委員長から、厚生補導専門職員のため研修を行うことについては、学
徒厚生審議会においても要望書に認め、文部省においてもこれが実施
の具体的方策を立て、折角研修センターを作つたが、本年度はこれが開
設を中止することになつた。これには種々原因のあることで、大学とし
ても十分考えなければならぬ点があり、来る十一月本協会の総会も開
催されるから、その席上、本委員会の態度を表明しなければならぬの
で、この点につき、各位の意見を伺いたい。このため、本日緒方大学学
術局長も出席されておられるので、研修センター開設中止の経緯につ
いて伺いたいと述べられた。

これにつき、緒方大学学術局長から、研修センター開設中止の経緯に
つき簡単に概略を報告する。このことは、本年度の事業として計画を進
めたものである。各大学にも通知し、その協力をお願いした。更にこれ
に應ずる準備を進めておいたが、結局、取り止めることとなつた。この
点了承願いたい。

研修センター開設の準備については、前々から厚生補導の職制確立の
前提として、その適任の人を養成するのが大事と考え、昭和三十四年度
の事業として予算を編成した。その開設につき、京都大学へ願つたところ、
同大学から正式に引き受けたとの回答があつた。更に東京において
研修センター実施のため準備委員会を開き、その委員として在京の厚生
補導の専門の方に願ひ、相当検討した。実際に実施の内容につき研究を
進めたところが、その中途、新聞の報道がセンタリシヨナリズムに披い
過ぎ、全学連の対策と簡単な言葉を用い。この研修センターと職員との
関係をわれわれの考えた以上に考えていた。学生部教授の制度を作るう
とし、その方法として研修センターを置き、この研修を受けた者をその
地位につけようとするものであるとした。一体厚生補導の関係の人々の
間では、専門職の問題或は研修の趣旨等は議論尽され職制確立すべしと
なつておつたのだが、このことは、大学全体の議論が充分交わされてい
なかつたのである。われわれは新聞の報道を契機として起つたものだと

の印象を受けた、いずれにせよ、研修センター開設の時期になつて職員
の制度、研修センターの目的を更めて論議されたが、それには疑問があ
るとの意見が出るような実情になつた。京都大学では、積極的に計画を
進めたが、今日のところ京都大学の学内にも種々の話がある。それに時
期も当初から遅れ、また、大学関係者が理解の一致なくして、研修セン
ターを実施することは問題で、われわれも考え、京都大学の意見もあり
もう少し根本的問題を全大学が論議して十分理解できた上で実施する
のがいいのではないか。強行することは却つて種々のトラブルを起し
推進の妨げとなると思うので、京都大学と相談して中止することとな
つたのである。この結果になつたことは、厚生補導の関係者には遺憾なこ
とと思う。文部省では、学生部長会議で話したが、大学全体へ伝わ
つて了承しているものと思つていた。国大協会でも繰り返し種々根本的な
問題から研究され、文部省はこうしたらよからうと教えていたきたい
と述べられた。次で委員長から、今のような次第で、矢内原会長時代、
昭和三十、三十二年度文部省へ学生の厚生補導につき、専任の教官を置
かれたこと等の要望書を提出し、昭和三十四年度にも同様趣旨のこと
を要望した。各大学でもはじめは大体意見一致した結果であるが、今回
研修センターが中止となり、また、元へ返り大きな問題となつた。本協
会にも検討願いたいから各位の意見を伺いたい。京都大学でも内部的に
意見が分れ、その他の大学もそのようである。そのほかに大きな理由は
学生に刺激を与えないかというのが大きな原因かと思われる。その点は
各大学でも心配するところであるが、良いことならば進めたらよい。
いずれにせよ各大学で、さきに本協会から要望したことは各大学にあて
はめると、その適否を考へてみる必要がある。和歌山大学では、学生部
の専門の教授では学生に威令が行われないから、他の専門の教官に責任
を願つたほうが却つて都合がいいということであるが、各大学の事情は
違つたと述べられた。

以上に対し、各大学では、目下、厚生補導の問題については鋭意論議
中で未だ結論は得ないとのことで、職制の確立、学生部長の兼任専任、
厚生補導の内容並びにその施設、設備等につき種々意見の交換があつ
た。これに対し、西田学生課長から(1)厚生補導職員を増員することは容

易なことではない。各大学の強力な支持を要する。学生部全体の職別と
すれば、学生部長、事務官、医師、看護婦等も要し、学生部長のみを定
めることではない。又、研修センターを修了した人を事務官にすべきか
教官とすべきか、教官でも事務官でもない第三の職種とすべきかの問題
もある答申案では教官とすべしとの見解のようである。(2)厚生補導の施
設、設備については、その予算は十年前よりは大体五倍となり、五千万
円から二億五千万円に増額されている。大学には厚生補導を担当する人
員は確保されていない。現在の学生部ではできないので、学生部の職制
が定まらなければいけない。例えば寮についていえば、その運営管理の
みでなく、それには寮務委員の職制を要し、それが学生部の根本問題で
ある。単なる厚生施設か、教育施設か、個人集団生活の助言も必要であ
る。これについては、今は学生部あるのみである。それで定員確保とは
一体、何の定員か、(例えば、教官、事務官、保険医、看護婦等)。この
ような制度問題があるというのが現在の経緯である、(3)厚生補導につ
いては、厚生補導学ともいふべき講座を教育学部に設けて講義されたいと
のことであるが、これには専門職コースを設けてから実施すべきであり
これは第二期に属することである、日本では、これを担当する人はいな
い。さきに米国から招聘し、東京大学においてフルブライト教育学部で
行つたことがある。今直ぐに実施はできない。大学の指導理念を学問的
に追究することは、その論議は大変で、論議すれば教育論、大学論にな
るとの説明があつた。

最後に委員長から、以上各汎にわたり種々論議したが、結論は出な
かつた。直ぐ実施するといふわけにはゆかない。当面のゆきまつた問題
から漸次解決してゆくこととする。当面の問題として、学生部長の専門
職を設けるかどうか。何としても学生と教官との密接な関係を保持する
ことは極めて、大事だと思ふ。そのため、学生会館等の厚生施設を増設
すること等につき文部省の一層の尽力とその実現を図られたい。又、課
長以外に一般事務職員がかなり現実に必要だから、その増員につき工夫
確保されたい。学生の一般経費を増額することは、従来から要望してい
るところで、学生会館等のため十分予算を取り、早く各大学にできるよ
う努力されたい、今回集まつて結論は出なかつたが、なるだけ早く協会

としてもその態度を決めたい、各大学でもそれぞれ問題はあることと思うが、早く大学の態度を決められたいと述べられた。これに対し、西田学生課長から、各大学の立ち場からの考え方も学徒厚生審議会の考え方と文部省の考え方、学生部専門職は何をやるのか等につき十分理解される機会がないので、人に理解させるといふ思い上つた考えでなしに、これを十分知つた上で、議論されることが望ましいので、そのための方法として本協会が、研究協議会の場を考へていただき各ブロックなりで研究討論する、その際文部省からも御説明申上げ援助する、それによつて議論がどんなところにあるかが浮び上り疑問点をつかまえた上で議論することができて効果的であろう。これら会合に要する費用は文部省で負担すると述べ、委員長から、総会に諮つた上で決めたいから、それまで待たれたいと答えられた。

10 第二常置委員会

日時 昭和三四・一〇・二(金) 午前十時—午後一時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 山田委員長、西、中沢、甲斐各委員

文部省春山大学課長

欠席者、遠藤、黒川、久保、吉井、伊藤各委員

山田委員長主宰により開会

九月の役員会で、目下文部省で考えつつある高等学校教育課程改訂について、国大協会の希望を表明するために、本問題を調査研究することになつた。高等学校教育は一つの完成教育であるとの考え方によつて、専ら大学入学者のための予備的教育を行うことは、本来の教育方針に副はないと主張される向きがある。一方、大学としては、殊に大学の一般教育の見地から高校教育課程を、或はその選択科目に対して適当なガイダンスを行う等、もつと合理的な改善を計る必要がある。高校教育課程と大学教育との相互関係は非常に密接な関係を持ち大切な問題であるので、既に、国立大学協会においては、昭和二十七年二月に「高等学校における履修科目選択に関する参考資料」を作成して、大学の要望を一応

表明した。また、大学基準協会においては、昭和三十三年五月に公、私立大学の意見も汲んで「大学への進学課程研究委員会報告」を発表している。本日の会議においては、

参考資料(1)「高等学校教育課程改訂に対する希望(案)」

参考資料(2)「大学への進学課程研究委員会報告 大学基準協会」

の内容を検討し、今後の進め方と取りまとめについて意見の交換を行つたが結論を出さず、これらの資料に大学の反省をも書き加えたものをプリントして各委員に送り各自の検討を願つて来る十一月十二日(木)に本委員会を再開し更にこれに基いて検討することとした。なお、十二日には委員会終了後午後二時より引続き大学の一般教育に造詣深い二、三の方を招いて座談会を開き意見を聴くこととして散会した。

二、 会 計 中 間 報 告

昭和34年度半期 (自昭和34年4月1日
至昭和34年9月30日) 現 計

国立大学協会

科 目	予 算 額	決 算 額	予算額と決算 額との比較	備 考
歳 入 の 部	円 2,015,000	円 1,950,479	△ 64,521	
1. 会 費	1,715,000	1,673,000	△ 42,000	未収会費(1大学、6学部) 4万2千円
2. 預 金 利 子	30,000	2,531	△ 27,469	
3. 前年度繰越額	270,000	274,948	4,948	
歳 出 の 部	2,015,000	688,438	1,326,562	
A 事 業 費	850,000	352,769	497,231	
1. 総 会 費	400,000	201,827	198,173	
2. 役員 会 費	40,000	13,790	26,210	
3. 委 員 会 費	60,000	25,052	34,948	
4. 会 報 発 行 費	100,000	50,000	50,000	
5. 調 査 研 究 費	250,000	62,100	187,900	
B 事 務 費	965,000	335,669	629,331	
1. 人 件 費	720,000	255,300	464,700	印刷費へ流用減¥30,000
2. 備 品 費	20,000	0	20,000	
3. 借 用 料 費	40,000	12,025	27,975	第一委員会資料等印刷。人件費より流用増¥30,000
4. 消 耗 品 費	25,000	6,040	18,960	
5. 印 刷 費	50,000	26,534	23,466	
6. 通 信 費	40,000	13,950	26,050	
7. 旅 費	20,000	0	20,000	
8. 雑 費	50,000	21,820	28,180	
C 予 備 費	200,000	0	200,000	
10月以降に繰越		1,262,041	1,262,041	

財 産 目 録

昭和34年9月30日現在
国立大学協会

1. 資 金 現 在 額	
(1) 定期予金(20万円4口80万円、30万円1口 30万円)計	1,100,000円
(2) 普通預金	162,041円
合 計	1,262,041円
2. 備品台帳総計額	
(公印、書庫、書冊、謄写版、名票、石油 コンロ、窓日除、書籍、等 24点)	59,730円

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会に称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 二十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に總會を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表

会長(理事)
副会長(〃)
理事

茅 誠	森 辰	杉 野	黒 川	伊 藤	山 内	黒 沢	戸 田	松 坂	平 沢	正 田	児 玉	山 田	本 田	山 中	監 事
司(東京大)	男(広島大)	貞(北海道大)	雄(東北大)	治(新潟大)	吉(東工大)	清(横浜国大)	三(金沢大)	一(名古屋大)	興(京都大)	次郎(大阪大)	三(徳島大)	穂(九州大)	人(熊本大)	郎(一橋大)	福田敬太郎

3、各常置委員会委員一覽表(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長	委員
久米 又三	伊 藤
福田敬太郎	三 雲
	平 沢
	山 田
	本 田
	野 村
	黒 沢
	川 冬

第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)

委員長	委員
渡辺 寧	山 田
	西 藤
	伊 藤
	遠 藤
	黒 川
	久 保
	中 沢
	吉 井
	甲 斐
	児 玉
	草 場
	岩 崎
	三 浦
	福 田
	嘉 村
	都 崎
	戸 田
	北 村
	浅 井
	関 根
	野 尻
	長 尾
	野 村

後藤 清

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長	委員
後藤 清	正 三
	精 一
	栄 資
	隆 資
	雄 隆
	優 隆
	録 弘

第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 平沢俊雄(大阪外)

委員 正田建次郎(大阪大)

委員 上野直昭(東京芸)

委員 梅原真隆(富山大)

委員 早坂一郎(富山大)

委員 大賀恵二(室蘭工)

委員 落合太一郎(奈良女子)

委員 八木日出雄(岡山大)

委員 山本勇(電気通)

委員 山中篤太郎(一橋大)

委員 岩崎民平(東京外)

委員 田所哲郎(帯広畜)

委員 小牧実繁(滋賀大)

委員 鈴木重雄(岩手大)

委員 阿部久次(福島大)

委員 杉野晴貞(北海道)

井上吉之

樋口盛一

佐藤匡玄(愛知学)

委員 北川資生(奈良学)

委員 石橋忠次(福岡学)

委員 山内俊吉(東工大)

委員 平沢興(京都市大)

委員 山田政道(お茶の水女大)

委員 黒沢清(横浜国)

委員 小林立政一(千葉大)

委員 渡辺万次郎(秋田大)

委員 遠藤隆次(埼玉大)

委員 山本良之助(静岡大)

委員 山田勇(電気通)

委員 正田建次郎(大阪大)

委員 佐藤知雄(名古屋大)

委員 小牧実繁(滋賀大)

委員 杉野晴貞(北海道)

4、科学技術教育振興に関する連絡委員会

委員長 久米又三

久米又三

樋口寧

5、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

大塚博 北海道大学学生部長

鈴木廉三 東北大学学生部長

柏木嵩 千葉大学学生部長

望松鷹泰
富塚剛
北川陸生
英剛

斯波 義智 東京大学学生部長
 日下部 康 東京学芸大学教務補導部長
 山下 欽一 東京教育大学厚生補導部長
 山田 忠勝 信州大学学生部長
 田崎 得三 金沢大学学生部長
 難波 譲治 京都大学学生部長
 芦田 錦平 名古屋大学学生部長
 須賀 太郎 広島大学補導部長
 平塚 錦平 山梨大学学生部長
 北御門 良夫 九州大学学生部長
 吉村 勲 茨城大学学生部長
 石原 道博 大阪大学学生部長
 森河 敏夫

第六常置委員会専門委員

進藤 小一郎 東京大学事務局長
 佐藤 憲三 東京工業大学事務局長
 石川 仁作 東京教育大学事務局長
 藤野 正 一橋大学事務局長

科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員

委員 山内 恭彦 東大教授・理学部物理学
 古賀 逸策 東大教授・工学部長
 大塚 明郎 東大教授・光学研究所長
 佐々木 重雄 東工大教授・精密工学研究所機械工学
 森田 清 東工大教授・理工学部電子工学
 佐藤 憲三 東工大事務局長

6、小池新潟大学長殿御逝去

新潟大学長小池敬事殿には、昭和三十四年八月六日千葉大学附属病院において御逝去なされ、八月十九日新潟大学において大学葬が行はれたので、茅会長から用電を寄せられ、花環一基を供えて哀悼の意を表された。

7、第二常置委員会委員長の互選

第二常置委員会委員長小池敬事殿御逝去に因り前例に基き、同委員会各委員間において書面をもつて互選していただいた結果、静岡大学長山田良之助殿が委員長に選任された。

附記 この件については、昭和三十四年八月三十一日付国大協庶第一二二号をもつて、各大学長宛通知済である。

8、第五常置委員会委員長の互選

第五常置委員会委員長寺沢寛一殿には、今般任期満了により十月三日付をもつて電気通信大学長を退任せられ、同時に委員長もやめられたので、前例に基き、同委員会各委員間において書面により互選していただいた結果、委員長には、大阪大学長正田建次郎殿が選任された。

附記 この件については、昭和三十四年十月二十七日付国大協庶第一三八号をもつて各大学長宛通知済である。

9、工学部を有する各国立大学長に対し、

郵政省主催第三十八回電波監理審議会

聴聞会開催（昭和三十四年七月三十日、三十一日の

両日）について（通知）

右に関しては、資料として、

- 1 聴聞準備書面（国立大学協会より提出）
- 2 無線従事者国家試験及び免許規則第二十一条の規定による学校等の認定基準案（郵政省）を添付し、

国大協第一二五号昭和三十四年九月十四日付をもつて、茅会長より工学部を有する各国立大学長宛通知済みである。

なお、本協会からは、右聴聞会に、東京大学教授岡村総吾、東京工業大学助教関口利男氏に茅会長の代理として出席していただいた。

（以下省略）